

# 徳島県内で活動する支援活動団体に対し、 支援金を給付します。

物価高騰の影響を受けながら、継続して生活困窮者支援を行う「支援活動団体」に対して、支援金を給付します。

## 支給対象

徳島県内で支援活動を行い、令和5年10月1日から令和6年3月31日までの間に活動実績、活動予定がある「支援活動団体」

## 支給額

区分	支援活動回数 (令和5年10月～令和6年3月まで)	支給額
①	月4回以上	5万円
②	月2回以上	3万円
③	月1回以上	1万5千円

※支援活動回数は、該当期間の活動回数の平均とします。

## 申請方法

- ・ 申請書類に必要事項を記入の上、メール又は郵送にてご提出ください。
- ・ 申請書類は以下のとおりです。県ホームページからダウンロードできます。  
申請書類：①申請書兼請求書、②申請額一覧、  
③振込先の通帳等の写し
- ・ **申請期日**  
**令和6年3月4日（月）当日消印有効**
- ・ **併せて、今後構築する県WEBに支援活動団体として登録をお願いします。※申請内容の審査に必要となります。**  
(既に登録いただいている団体は除きます。)

## 【申込み・お問い合わせ先】

〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地  
徳島県 保健福祉部 国保・地域共生課 保護・自立支援担当  
TEL：088-621-2166 FAX：088-621-2913  
E-mail：kokuhochiikikyouseika@pref.tokushima.jp